

2019年度入会会員の会費について

1. 会費額

<2019年4月～2019年11月>

会 員	一般会費			月額合計
	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	
67期以前	18,000円	12,400円	2,800円	33,200円
68期	14,500円	12,400円	2,800円	29,700円
69期	9,500円	12,400円	2,800円	24,700円
70期	4,500円	6,200円※1	2,800円	13,500円
71期※2	4,500円	6,200円	2,800円	13,500円
外国特別	17,500円	11,950円	—	29,450円

<2019年12月～2020年3月>

会 員	一般会費			月額合計
	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	
64期以前	18,000円	12,400円	2,800円	33,200円
65・66・67期	16,000円	12,400円	2,800円	31,200円
69期	12,500円	12,400円	2,800円	27,700円
70期	2,500円	12,400円※1	2,800円	17,700円
71期	2,500円	6,200円	2,800円	11,500円
72期※3	—	6,200円	2,800円	9,000円
外国特別	17,500円	11,950円	—	29,450円

※新会館臨時会費について 2018年4月1日以降に入会した会員は、「新会館臨時会費を徴収する件」の決議により新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

※1) 70期会員は、12月分会費から日弁連会費が12,400円に変更となります。

※2) 71期会員の会費納付開始時期について

司法修習修了月(2018年12月)から数えて6か月間(2018年12月～2019年5月)においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費の納付開始時期は、2019年6月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会日より納付いただきます。

※3) 72期会員の会費納付開始時期について

司法修習修了月(2019年12月)から数えて6か月間(2019年12月～2020年5月)においては、東弁会費の納付を要さないため、東弁会費の納付開始時期は、2019年6月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会日より納付いただきます。

2. 納付方法

会費の納付は、原則、銀行口座自動振替でお願いしております。

銀行口座自動振替は、手数料不要・毎月の振込手続不要です。会費額変更の際にも変更後の金額で自動的に引き落とすため、過納付・納付漏れがなく安心です。

【指定銀行】三菱UFJ・三井住友・みずほ・りそな

【振替日】毎月15日(祝休日の場合は、翌銀行営業日)

*残高不足等のため振替不能となった場合は、翌月15日に、前月分と当月分を合算した額で引き落としさせていただきますので、予めご承知ください。

*その他の支払方法：窓口現金払、銀行振込、郵貯振込

(1) 会費引落口座の届出

所定の『預金口座振替依頼書(3枚複写)』にご記入、ご捺印(銀行届出印2箇所)の上、当会財務課にご提出ください。なお、3枚目は控えとしてお手元に保管してください。

銀行手続完了後の最初の月に、入会月からの分を合算して引き落させていただきますので、ご了承ください（翌月以降は、毎月ひと月分ずつの引き落としとなります）。

なお、目安として毎月月末までにご提出いただきますと、提出月の翌々月より振替が開始されます。

（２）領収証の発行について

窓口現金払いの場合のみ、領収証を発行しております。

なお、毎年１月に、前年の１月から１２月までの間にお支払いいただいた会費につき、『会費納入済証明書』をご送付しております。一般会費及び新会館臨時会費は、税務処理上、必要経費として計上できますので、税務申告の際の証明として、大切に保管してください。

（３）請求書の発行について

企業に勤務する弁護士会員の場合、当会から勤務先宛の請求書を発行することが可能です。請求書の発行を希望する場合には、別途手続きが必要となりますので、財務課までお問い合わせください。

3. 東京弁護士会の会費減免・納付猶予の制度（概要）について

当会には下記のような会費減免・納付猶予制度がございます。申請方法や申請期限等は、制度毎に異なりますので、詳細については、財務課までお問い合わせください。

（１）在会年数と年齢による免除

対 象：在会５０年以上の弁護士会員及び７７歳に達し、かつ、在会が通算して２０年以上である弁護士会員

免除期間：上記の当該年数に達した日の属する月以降

（２）病気等に伴う減免制度

対 象：病気その他特別の事情のため弁護士業務を執ることが著しく困難な弁護士会員

減免期間：一定の期間

（３）公務就任等に伴う減免制度

対 象：任期付公務員の職に就任し、若しくは公益活動を目的として海外で勤務する弁護士会員又はこれらに準じる者であって、職務専念義務を課せられている弁護士会員

減免期間：一定の期間

（４）出産に伴う免除制度

対 象：出産予定又は出産後１年以内（死産を含む）の女性弁護士会員

免除期間：４か月間（多胎妊娠の場合にあっては６か月間）

（５）育児に伴う免除制度

対 象：子の育児をする弁護士会員

免除期間：当該会員の子の出生日の属する月から２歳に達する日の属する月までの間における当該申出に係る任意の連続する８か月間（多胎妊娠により２人以上の子が出生した場合にあっては、９か月間）

（６）経済的事由による納付猶予制度

対 象：経済的理由により本会会費の納付が困難な弁護士会員

猶予期間：６か月を上限とし、本会が必要と認めた場合は、１２か月まで延長ができる

※上記のうち、（１）、（２）、（４）、（５）については日弁連にも減免の制度がございます。なお、日弁連の減免制度は所属弁護士会を通じて手続きを行っていただく必要がございますので、手続き等ご不明な点がございましたら、当会財務課までお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、**財務課 TEL：03-3581-2208**までお問い合わせください。